

上富刑事法制管理官 時間より若干早目ではございますが、既に皆さんお集まりでございますので、始めさせていただきます。

平成20年改正少年法等に関する意見交換会の第3回の会合を開会させていただきます。司会進行につきましては、刑事法制管理官の上富が務めさせていただきます。

なお、本日小木曾先生は所用のため欠席されております。

まず、前回以降の人事異動に伴いまして、当局からこの意見交換会に参加しておりますメンバーの一部が交代いたしましたので、御挨拶させていただきます。

(濱刑事法制企画官・榊刑事局付自己紹介)

上富刑事法制管理官 それでは、本日はまず初めに須納瀬先生から前回の御説明に関する補足として、付添人に関する弁護士会の研修などについて御説明をいただきたいと思います。

その後、最高裁判所事務総局家庭局馬渡第二課長から、弁護士付添人の役割などについての御説明をいただきたいと思います。

そこまでが少年付添人に関するテーマでございまして、その後、少年刑についての意見交換に入りたいと思います。少年刑につきましては、当局から現行法の概要や統計について説明させていただいた後、植村先生からの御説明をいただきたいと考えております。

それでは、須納瀬先生から国選付添人制度の拡充の必要性について前回の御説明の補足として、研修などについての御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。  
須納瀬弁護士 須納瀬でございます。前回の質疑の中で、弁護士の付添人が増えることで少年審判が刑事裁判化しないだろうかといったような懸念も示されましたので、弁護士が少年事件の特質を理解した活動を行うために、弁護士会として実施している付添人活動に関する研修等に関して、若干補足して御説明させていただきたいと思います。

配布資料の中に、「弁護士会における付添人活動の研修等について」というペーパーを入れさせていただいておりますので、御覧いただきながら、お聞きいただければと思います。

まず、弁護士会で行っている研修としては、全国の各地の弁護士会が行っている取組と、それから日弁連として行っている取組とございます。

まず、全国の弁護士会における取組ですけれども、全国の弁護士会では研修会をほとんどの会で実施しております。付添人活動に関する研修は、研修対象としては新規登録会員向けの研修、それから新規登録会員かどうかを問わない全会員向けの研修がありまして、一年にその両方を行っているところが多いと思います。

大規模弁護士会では年に複数回の研修を実施して、いずれかに参加できるようにしています。

研修の内容としては、経験豊富な弁護士が講師になるほか、併せて家庭裁判所の裁判官や調査官、児童精神科医、スクールカウンセラー、保護観察官、就労支援事業者機構の方をお招きするなどして、少年事件の特質を踏まえた付添人活動についての理解を深めるように工夫しています。

それから、事例検討会やケース研究ともいいますが、ここでは特定のケースについて報告

してもらいながら、付添人活動について意見交換をし、他の弁護士の意見も聞くことで、よりよい活動につなげています。

また、各弁護士会には子どもの権利委員会等の委員会がございますが、そういった委員会では少年院や児童自立支援施設等の施設の見学なども定期的に行っております。

次に会員に対するサポート体制ですけれども、新規登録会員が初めて付添人活動を行う場合には、経験ある弁護士と共同受任する体制をとっている弁護士会も相当ございます。これは、新規登録会員もきちんと付添人活動ができるようにという面もございまして、それ自身が大変貴重な研修の場となっているということでございます。

また、ベテラン弁護士のアドバイザー名簿等をつくって、付添人活動上の質問を受け付ける体制をとるなどしております。

それから、マニュアル等の作成ですが、後に述べますように日弁連でも種々のマニュアルを作成しているところですが、比較的大きな弁護士会では、各弁護士会ごとに地域の実情に即したマニュアルを作成しています。

また、会員向けの広報誌に活動報告などを掲載し、一般会員の参考に供するようにもしております。

それから、家庭裁判所との連携でございましてけれども、先ほど述べましたように、研修会に家庭裁判所の裁判官や調査官、書記官等をお招きし、家庭裁判所から見た少年審判のポイントや付添人活動への要望等をお聞きしております。

それとは別に、家庭裁判所と弁護士会との懇談会などで付添人活動をテーマに取り上げ、試験観察などにおける家庭裁判所との連携について協議したり、付添人活動への要望、評価できる点と同時に、裁判所から見て問題ではないかと思われるような付添人活動などについても率直にご意見を伺い、付添人活動の質的向上に役立てているところであります。

次に、日弁連、日本弁護士連合会としての取組ですけれども、日弁連でも研修会を実施しております。先ほどのように、各弁護士会で研修しているわけですが、日弁連でも全国の会員が衛星中継で受講できる特別研修というものを、これはほかのテーマも含めてやっているわけですが、年に一回は付添人活動をテーマにしております。

それから、各弁護士会で実施している研修に際し、要望があれば、日弁連から経験豊富な弁護士を講師として派遣するといったこともしております。

次に、研究会の開催として、全国付添人経験交流集會を挙げてございます。これは、全国の弁護士が付添人活動の経験を交流し、その質的向上を図るために相互に研究を深める場です。1991年以来、毎年一回、全国を持ち回りで開催しております。今年は大分県で22回目を開催いたしました。

年々参加者も増え、今年約400名の会員が全国から集まり、少年院の実情であったり、ぐ犯事件での付添人活動等6つのテーマの分科会を開催し、経験を交流いたしました。

最後にマニュアル等の作成でございまして。すべての弁護士会が独自にマニュアルを作成するというのは困難ですので、日弁連が付添人活動に関するマニュアルを作成しています。A4、4ページ程度の簡便なものから、細かい部分まで解説した分厚いものまで、各種作成しており、これにより少年事件の特質を理解して、付添人活動ができるように配慮しています。

また、「子どもの権利通信」という、子どもの権利委員会が発行するニュースでも、付添人活動に関する情報提供を行っております。

以上のとおり、弁護士会としても刑事裁判とは異なる少年審判の手続的な特性等を踏まえ、より適切な付添人活動が行われるよう、研修に努めているところでございます。

上富刑事法制管理官 ただいまの御説明について、御質問はございますでしょうか。

武少年犯罪被害当事者の会代表 この研修の中で、例えば少年事件というと被害者がいたりすることもあると思うんですが、その被害者を支援するセンター、被害者支援センターとか、研修の中で、そういうところから話を聞くということはあるんでしょうか。

須納瀬弁護士 申し訳ありません。日弁連で、この数年で被害者の方から、この研修の中でお話をお聞きしたことはございません。

武少年犯罪被害当事者の会代表 思うんです。やはり私たち被害者、遺族もそうなんです、加害者についている弁護士の、その人たちの対応で傷ついたりとか、とても大変な思いをして、こじれることがあるんですね。それを直接、被害者本人とか、被害者の家族から聞くのは多分難しいとは思いますが、被害者に関わっている支援センターとか、そういうところから現状というものをやはり聞く必要があると思うんですね。これからはどうでしょうか。

須納瀬弁護士 そういった機会も是非設けるように検討させていただきたいと思います。

山崎弁護士 私の所属する弁護士会でも、そういう方をお招きしたことはまだないんですけども、当然、弁護士付添人の活動として、被害者の方にどのように対応しなければいけないか、という点はかなり重要な問題だと位置付けております。ですから、仮に被害者の方に連絡をとる際はどのような手順を踏むべきか、制度の説明等をどうすべきか。あるいは、前回も話があったと思いますが、被害者の方の現状をお聞きして、それを少年に伝えて、少年によく考えさせる。そのようにして被害の実情についてもよく理解をさせて、反省の気持ちにつながるってもらう、そういう活動を心がけていくように、というような研修が各地で行われているものと認識しております。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。他にはございますか。

檜刑事局付 一点お尋ねさせていただきたいんですが、この弁護士会の方で行われております研修につきまして、どれぐらいの弁護士さんが参加されているんでしょうか。例えば今、付添人をされている弁護士さんのうち、大体何%ぐらいが研修を経ておられるのでしょうか。大体の感覚でも構いませんので、教えていただければと思います。

須納瀬弁護士 パーセントですか。研修については、基本的には弁護士会、先ほど最初に申し上げました方の弁護士会の研修がベースになると思います。これについては、例えば新規登録者会員向けの研修については、ほぼ全員が受講していると思います。

それから、それ以外の一般会員向けの研修につきましても、規模の大小にもよるわけですけども、付添人を実際に、付添人活動をやられている弁護士のかかなりの割合が研修には参加しているとは思いますが。ちょっとそのパーセントを数字で示せと言われると、なかなかそこまでは把握できておりませんが。申し訳ございません。

瀬川同志社大学教授 弁護士の被疑者・被告人の人権を守るという元々の使命からいうと、見方によっては、被害者とは敵対する関係にあった時代があったと思うんです。犯罪被害者保護法二法の制定の議論のころにも、そうした位置付けをする見方もあったぐらいで、いきなり弁護士が被害者のサポートに回るというのはなかなか理解しにくいのではないのでしょうか。近年、加害者に対する被害者の視点に基づいた教育がいられていますが、弁護士の側にも、被害者の視点に基づくというスタンスがなければ、今後の刑事司法のバランスはとりにくい

のではないのでしょうか。

これは日弁連全体の問題、各弁護士会の問題ですので、一朝一夕にはいかないと思いますが、特に2人の先生方が非常に理解があると思うので、是非そういう御努力をいただきたいと思います。

それからもう一つ、最近精通弁護士の存在が知られてきていますが、他方で、残念ながら、一部かもしれませんが、被害者側からの不満、すなわち精通弁護士自体も被害者の立場になかなか立っていない現状があるのではないかと聞くことがあります。是非この点も、改善の方向で考えていただきたい。希望として聞いていただければ幸いです。

上富刑事法制管理官 他には何かございますか。よろしければ、それでは次に進ませていただきたいと思います。

家庭局の馬渡第二課長から弁護士付添人の役割などについて、御説明いただきたいと思います。それでは、馬渡課長よろしくをお願いします。

馬渡家庭局第二課長 それでは、少年審判制度を運用している家庭裁判所の立場から少年審判における弁護士付添人の役割や活動状況等について説明させていただきます。机上配布させていただいた資料が、【最高裁出席者配布資料】と書いてあるレジュメと、資料12の図表でございます。

レジュメに従って説明をいたします。

まず、「少年審判における弁護士付添人の役割」について説明いたします。少年法は、少年の健全育成のためどのような審判の構造が最も適切かという観点から、裁判所が非行のある少年に直接向かい合っ、後見的に少年の更生、再非行防止を考えて、その少年に最適な処遇を見つけて言い渡すという職権主義的な審問構造をとっています。このような少年審判の構造のもとでは、弁護士付添人を含む手続関与者のすべてが、このような、裁判所による少年に最適の処遇を見つけるという作業に資する活動を行うということが予定されていると言えます。

弁護士付添人の役割を考えるに当たっては、このような職権主義的な審問構造のもとで、裁判官や家庭裁判所調査官が果たしている役割との関係を考慮することが不可欠です。資料12を見てください。

資料12は、少年審判について具体的なイメージを持っていただくために、少年審判の構造をその機能に着目して図で表したものです。

このように、少年審判は、まず裁判官が非行事実を認定します。次いで、非行事実を認定したことを前提に、家庭裁判所調査官が、少年がそのような非行を行うに至った原因や、少年や環境の問題点を科学的に調査・分析しまして、少年や保護者に対してそのような調査・分析の結果、明らかとなった問題点に応じた働きかけ、また環境調整を行い、さらに、これにより従前の少年や環境の問題点がどのように変化したかをも見極めていくことによって、最終的にその少年に最適な処遇選択を行うことを目的とする手続と言えます。

以下では、このような手続の中で、まず、裁判官や家庭裁判所調査官が果たしている役割を具体的に説明させていただき、その上で、そのような裁判官や家庭裁判所調査官の役割との関係において、弁護士付添人の果たしている役割について説明をさせていただきます。

まず資料12の上部の「非行事実の認定」というところですが、そもそも非行事実が認められるのか、又はどのような非行事実が認められるのかは、処遇選択の前提となる重要な事

項であります。裁判官は公正中立な立場から適正な事実認定を実現する役割を果たしています。

少年事件では、刑事事件とは異なり、事件が家庭裁判所に送致されると、その時点で、捜査機関から家庭裁判所にすべての事件記録が送付されます。裁判官は、事件送致後、まず事件記録を読み込んで事案を把握するとともに、事件送致に法律上の問題がないか、経緯を含む非行事実には争いがないか、また、非行事実を認めるに足る証拠がしっかり存在するかなどといった事項をチェックしています。

その結果、非行事実には争いがあると思われる事件につきましては、適正な事実認定を実現するために、事件送致後早期の段階で、裁定合議制、これは平成12年改正法で導入されたものですが、そういった合議すなわち3人の裁判官で審理を行うかどうかや、検察官関与制度の活用を検討しています。

また、証拠が不十分であったり疑問点がある場合には、捜査機関に補充捜査を依頼して、必要な捜査を要請するということがあります。

さらに、その後の審判において、少年の言い分を聴取するとともに、少年に有利不利な事情を問わずに様々な角度から質問したり、証人尋問等の必要な証拠調べを行うなどして、非行事実の認定を行っています。

このように非行事実の認定に力を入れるのは、適正手続を実現し非行事実を適正に認定することが適切な処遇選択の前提となるためでありますが、さらに、このような非行事実の認定手続を通じて少年に対する教育的な働きかけを行うためでもあります。

すなわち、仮に少年の弁解が不合理なものであっても、これを安易に扱うことなく、必要な証拠調べを尽くして、審判においてそのような弁解が通らないということを明らかにすることによって、少年に対し、安易な言い逃れは許されず、自分の責任にしっかりと向き合うべきことを伝えていくということもしています。

なお、裁判官は、非行事実には争いがない事件の審判においても、事案の内容や少年の状態に応じて、そのような非行に至る経緯や動機、非行の態様の詳細のほか、非行時の少年の心情等について繰り返し質問して、少年に答えさせるようにしています。

少年が客観的証拠に反する供述や、十分に考えることなく表面的な供述をした場合には、時には厳しくその旨を指摘することもあります。これは、少年に自分の言葉で詳しく事実経過を語らせて事件を体験させることによって、被害者の方の苦痛に思いを至らせて、自分の行為の悪質さに目を向けさせる、また、そのような非行に至る原因となった自分の問題点はどこにあったかを気付かせるとともに、横に座っている保護者にも少年の非行に直面させた上で、少年や家族のどこに問題があったのかを考えさせて、今後の少年の受け入れや指導の方法、被害回復の方法等を考えさせることを目的として行っているものです。

一方、弁護士付添人は、このような非行事実認定のプロセスにおいて、少年の利益の擁護者、代弁者という少年側の立場から審判手続の協力者としての役割を果たしていると捉えられます。

すなわち、弁護士付添人は、選任後早急に、少年と面接したり、事件記録を閲覧謄写するなどして、事案を把握し、少年の言い分を法律的に整理した上で、事実認定ないしは法律上の問題点の有無や内容を見極め、その結果を意見書にまとめるなどして裁判所に伝えたり、少年側の主張の根拠となる証拠資料を収集して提出するなどしています。

また、弁護士付添人は、非行事実には争いがある事件の審判において、少年の言い分が十分に現れるよう、少年や証人に必要な質問を行ったり、意見を陳述するなどの活動をしています。

以上が非行事実の認定の場面ということになります。

続いて、資料12の真ん中の辺りにある「非行の原因や少年・環境の問題点の科学的調査・分析」です。少年にとって最適な処遇選択を行うためには、非行事実を認定するだけではなく、少年がそのような非行を行った原因、少年や環境の問題点などを科学的に調査・分析することが不可欠です。少年法9条も、少年や保護者等に対する調査について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識を活用して行うよう努めなければならないと定めているところです。

そのため、少年事件では、人間関係諸科学や調査理論及び技法等の専門的かつ実務的な研修を継続的に受けている家庭裁判所調査官が、その専門的知見に基づいて、少年、保護者、また関係人、更には被害者の方に対する面接調査や、少年に対する各種心理検査等を実施して、これらの調査・検査の結果を専門的知見を活用して分析し、非行の原因やメカニズムを解明するというを行っています。

さらに、その結果を、再非行のおそれがどの程度認められるのか、立ち直りのためにはどのような手当や処遇が必要となるのかなどの意見を付して、裁判官に報告しています。

このような科学的調査やその結果の分析及び将来予測を含めた意見の形成は、専門的知見を有する家庭裁判所調査官にしかできない活動であると言えます。

次に「少年・保護者に対する働きかけ、環境調整」に移ります。少年事件では、少年の健全な育成の観点から、手続の過程自体が教育的なものでなければならず、多くの事件において、少年や保護者に対して、家庭裁判所調査官の調査・分析によって明らかとなった少年や環境の問題点に応じた必要な働きかけや環境調整が行われています。

また、少年には可塑性があると言われるように、少年や環境の問題点は固定化されたものではなく、変化し得るものです。このような働きかけや環境調整により、少年や環境の問題点にどのような変化があったかを、家庭裁判所調査官がその専門的知見に基づいて改めて調査・分析することによって、審判段階での少年や環境の問題に即した、より適切な処遇選択が可能となります。

このような目的から、家庭裁判所調査官は、少年や環境の問題点の報告を受けた裁判官の指示に基づいて、少年や保護者に対し、行動科学等の専門的知見に基づき、様々な働きかけや環境調整を行うという役割を果たしています。

例えば、少年の非行に対する受けとめが不十分である場合には、少年の調査面接時に被害者調査の結果に基づいて被害の実情や被害者の方の心情を伝えたり、また、全国各地の庁において、万引き被害を考えさせる講習や、暴力が相手の身体に与える危険性を考えさせる講習等の被害を考えさせる講習を実施するなどして、少年の反省を深めさせるための働きかけを行っています。また、親子関係改善等の環境調整が問題となっている場合には、同じような悩みを抱える数組の親子を集めて、家庭裁判所調査官が専門的知見に基づいて適宜必要な示唆を行いつつ会を進行させ、悩みを共有させるとともに、問題の原因や解決を一緒に探っていくといったグループワーク等を通じて、少年・保護者双方に働きかけを行って親子関係の改善を図るなど、その専門性を生かした働きかけを行っているところです。

一方、弁護士付添人は、家庭裁判所調査官と連携しつつ、少年側の立場から少年や保護者に対する直接的な働きかけや環境調整を行う役割を果たしていると言えます。例えば、少年の就労や反社会的組織との関係が問題となる事案では、弁護士付添人が、法律の専門家としての知識や経験を生かしつつ、少年側の立場に立って、雇用主と直接交渉して少年の雇用を確保したり、また、反社会的組織から離脱するための直接的な活動を行うなど、環境調整のための活動を行うことがあります。

被害回復が問題となる事案では、弁護士付添人が、その法律の専門的知識や社会的な信用性を生かして、被害者の方と少年や保護者の間に立って、謝罪や被害弁償等に向けた直接的な活動を行っています。

このような事案では、裁判所からも、少年や保護者に対し助言を行うなど、必要な働きかけを行っているところではありますが、少年側の立場に立つ弁護士付添人の活動であるからこそ、少年や保護者が前向きにとらえ、自発的に行動に移すことができる場合もあります。

これらの弁護士付添人の活動例については、後ほど更に具体的に紹介いたします。

以上のとおり、少年審判手続において、裁判官や家庭裁判所調査官が果たしている役割を踏まえますと、弁護士付添人の役割としては、まず、非行事実の認定に関して、少年側の立場から、少年の言い分を法律的に整理して必要な主張や立証を尽くすという役割がありますし、さらに、少年や保護者に対するその問題性に応じた働きかけや環境調整のうち、少年の就労確保や被害回復に向けた直接的な活動などを、その専門的な知識や経験を生かして行う役割があるということが出来ます。

以上が役割論でございますが、次に、レジュメの2の「弁護士付添人の活動状況」について御説明いたします。

これまで裁判官や家庭裁判所調査官が果たしている役割との関係において、弁護士付添人が果たしている役割を説明してきましたが、実際の事件における弁護士付添人の活動状況を御紹介します。

まず、有意義な活動例のうち、①の非行事実の認定に関する活動についてです。少年は、法的知識はもちろん、自分の言い分を言葉で正確に伝える力や理解力も十分に有していないことが多くございます。そのため、少年が非行事実を争っている事件におきましては、弁護士付添人が少年の言い分を法律的に整理した上で、少年側の立場から必要な主張や立証を尽くすことは重要な活動であると言えます。特に、少年が発達上の問題を抱えていたり外国人である事案、また、保護者の理解や協力が得にくい事案等においては、弁護士付添人による適切な援助が有効な場合が多く、実際にそのような援助により円滑な審判運営が可能となった事案もあります。

また、結果として少年の言い分が認められなかったとしても、弁護士付添人が少年側の立場から必要な主張や立証を尽くすことによって少年の納得につながる場合があります。現にこのような弁護士付添人の活動の結果、少年の言い分が認められなかった事件においても、最終的に少年が処分を受け入れ、処遇に積極的に取り組むということができたと思われる事例があります。これは、ひいては更生の可能性を広げると言えます。

なお、弁護士付添人が少年の言い分を法律的に整理した結果、少年の言い分に法的根拠がないことが明らかとなる事案もあります。それらの事案において、少年側の立場から活動を行う弁護士付添人から、少年に対し、その言い分が通らないことが説明されることにより、

少年の納得が得られ、少年が自分の考えに拘泥することなく、非行を行うに至った自分の問題点に素直に目を向けられるようになったという事例もあります。

次に、②の少年や保護者に対する働きかけや環境調整についてです。弁護士付添人の多くが行っているものとして、まず、少年や保護者による被害者の方に対する謝罪や被害弁償等の被害回復の実現に向けた活動があります。具体的には、被害者の方の中には、加害者である少年や保護者との直接の接触を望まなかったり、連絡がつかない方もおられます。弁護士付添人がそのような被害者の方と連絡を取って、その了解を得た上で謝罪の場を設けたり、少年や保護者に積極的に働きかけることによって、謝罪や被害弁償につながったという事例がございます。

もちろん、事件発生から間もないことや、観護措置期間の制約、あるいは少年や保護者の資力などの問題もあって、最終審判までの間に示談成立に至らないというケースもありますが、示談成立に至らなくても、弁護士付添人の積極的な活動により、処分決定後の継続的な被害弁償の道筋をつけることには意味があると言えます。

これらの弁護士付添人の活動は、被害者の方の被害回復につながるのみならず、少年が自ら謝罪や被害弁償を行い、又は保護者が謝罪や被害弁償を行う姿を見ることによって、被害の実情を改めて認識して反省を深めることになるため、少年の更生、再非行防止にとっても大きな意義のある活動であると言えます。

また、弁護士付添人が少年や環境の問題に応じた環境調整を行った事例としては、社会内で立ち直りの場所が定まらない少年について、少年の雇用主に引き続き雇用を継続してもらえよう積極的に働きかけて雇用継続につながった事例や、弁護士としての専門的な知識や経験、また弁護士会のネットワーク等を生かして、少年が入所できる民間施設や新たな就労先を探し出して、入所や就職につなげたという事例があります。

さらに、暴力団等の反社会的組織からの離脱が問題となる事案において、当該組織と交渉して離脱のための活動を行うなどした事例や、家庭環境の改善が必要な事案において、調査への協力や審判への出席に消極的な保護者に対して、裁判所と異なる立場であることを生かして、その必要性を説明するなどして説得することによって、必要な協力等が得られたという事例もございます。

一方で、(2)の問題のある事例もございます。具体的には弁護士付添人が、その多忙さによるものだと思いますが、少年や保護者とほとんど面会せず、裁判所から促されて初めて記録の閲覧謄写を行うといった、活動自体が低調な事例があるほか、活動は行うものの、少年の健全育成を目的とし、手続の過程自体に教育的な意味合いのある少年事件の特質を十分に理解せずに、少年が抱える問題の大きさにかかわらず、とにかく軽い処分になれば良いかのような活動を行ったり、弁護士付添人の見立てによる甘い処分の見通しを少年に伝えてしまったために少年の反省が深まらなかったり、その後の処分決定を少年が十分に受け止められなかったという事例もあります。

弁護士付添人の多くは、その経験の多寡にかかわらず、少年の健全育成、再非行防止という少年審判に関わる者すべてに共通した目的の達成のために、とても熱心に活動されていると認識しておりますが、中には経験不足、知識不足と思われる弁護士付添人がどのような活動をすべきなのか戸惑われたといったような問題事例も生じています。

以上が、具体的な活動状況についての説明でございます。

少年は被影響性が高いと言われますが、これは捜査時の取調べの留意点にとどまらず、少年審判手続全体に妥当するものです。少年は良くも悪くも弁護士付添人を含めた手続関与者である全ての大人の影響を受けやすく、弁護士付添人の一言が少年の心に響き更生の足掛かりになることもあれば、大人や権威への更なる不信感を招いて少年の将来に深刻な影響を与えることもあります。そのため、弁護士付添人について、量のみならず、質の面でも必要な対応態勢が整えられていることが重要であると考えております。

この点、裁判所といたしましても、これまで具体的な事件を通じて、また各单位弁護士会における講習に講師派遣をさせていただくなどして、弁護士付添人活動の留意点等の必要な事項をお伝えしてきたところです。もちろん、先ほど述べたとおり、弁護士付添人の多くは熱心に活動されていますが、なお問題のある事例もあります。各单位弁護士会における研修等により、質を確保していくことは先ほど日弁連からも御紹介がありましたが、今後も引き続き改善を図るべき課題であると考えているところでございます。

以上で裁判所からの説明を終わります。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。ただいまの御説明に関しまして、何か御質問ございましたら、お願いいたします。

武少年犯罪被害当事者の会代表 付添人が付いてよかった例なんですけれども、それは犯罪はどんな犯罪が一番多いんでしょうか。それとも、全体に、どの犯罪でもあるということですか。

馬渡家庭局第二課長 特定の犯罪類型というよりは、いろいろな犯罪類型において今申し上げたような意義があった活動が見られます。

特定の犯罪類型について弁護士付添人の有用性が全くなかったということはなく、例えば暴力団等の反社会的組織との関係で言えば、当該少年がそのような環境の問題を抱えているかどうかは犯罪類型と直接の関係はないのではないかと思います。

武少年犯罪被害当事者の会代表 質問ではないんですけれども、例えば付添人が付いたことで、被害者への謝罪がスムーズにいったとか、弁償が幾らかできたとかという例があると思うんですけれども、私は知っておいていただきたいことがあります。私たちは命をなくしていますので死亡事件なんですけれども、その加害者というのは、例えば謝ります。裁判官の前とかその付添人がいたりすると、悪かったと、本当に悪いことをしたとまずは言います。そして、自分は一生かかっても償っていくと言うんです。でも、その後何もしないということが圧倒的に多いんですね。

だから、そのときだけを見て、いい例としないで欲しい。もしかしたらうまくいった例もあるかもしれないんですが、私が知っている限りは、その後がとても悪いんです。そのときにいい言葉を聞いただけに、その後、遺族はとても悲しい思いをして、とてもつらいのです。それが現状だということを知っておいていただきたいなと思いました。

馬渡家庭局第二課長 裁判所で被害者の方をお招きしていろいろな研修を実施させていただいている中でも、そういう話をお聞きしていただき、そういったことも踏まえながら少年審判の運営をしていると思いますし、今後も、今あったお話も含めて裁判所の中で共有していきたいと思います。

武少年犯罪被害当事者の会代表 この流れを見ると、これ一つ一つ、本当にしていただいていたならとてもいいというか、もちろんそうでなければならぬ事なんですけど、そう

ると調査官の役割というのがとても大変だと思うんです。この書いている流れというのは、事件は軽犯罪から重大犯罪まで全部ですよね。となると、調査官が一人で持つ事件というのはかなりの数だと思うんですが、どうなんですか。

馬渡家庭局第二課長 庁によっても、例えば、少年事件以外の事件を分担している調査官もいたりして、いろいろな態勢によっても違いますので、調査官が一人何件持っているかは直ちには分かりません。

ただ、当然、その事件の重大さや少年の問題点等に応じて分析の対象や調査する範囲等は、異なってまいりますので、そういった中で、現状、事案に応じた適切な調査を行う態勢は整っていると理解しております。

武少年犯罪被害当事者の会代表 私は以前から思っていたんですけども、事件に合わせて調査をすると思うんですね。私は、芽を摘むのであったら軽犯罪が大事だと思っているので、本当にちょっとした犯罪、軽犯罪からしっかり調査をしていただきたいんです。

それにはやはり、とても調査官の負担があると思うんです。これからはやはり、もちろん重大犯罪はよりしていただきたいんですが、軽犯罪であっても力を入れていただきたいです。それには調査官の数を増やしたほうがいいのか、よく分かりませんが、いろいろ考えていかなければ芽は摘めないと思うんです。

私は軽犯罪を犯した少年から話を聞いたことがあるんですが、簡単に終わったと言っていたんです。それを聞いて簡単に終わってはいけないと私は思いました。

やはり、家庭裁判所に送られるということは何か悪いことをしたから送られるのに、自分は最初はびっくりしたけれども簡単に済んでしまったと言いました。そういう感覚を持たせてはいけないと思うんです。ですから、軽犯罪であってもしっかり調査を細やかにしていただきたいと思います。予備軍もたくさんいます。

馬渡家庭局第二課長 その点についても、先ほどご紹介したように、例えば、万引きの事案において、万引きの被害も、少年達が考える以上に大変なことなんだということを踏まえ、被害を考える会という形で、コンビニの店長さんなど被害者の方を講師にお呼びして少年に対して話をしてもらおうなどして、君たちは大変なことをやっているんだよということをリアルに伝えるような取組を、最近積極的に全国で行っているところでございます。

山崎弁護士 各地の家庭裁判所においては、現行の国選付添人制度の対象ではない事件について、裁判所から見て付添人が必要と判断したときに、弁護士会に対して、日弁連の法律援助制度を利用して付添人となる弁護士の推薦を依頼する、というケースもあると認識しております。

具体的に、そういったケースで依頼がなされた理由を見てもみますと、例えば、少年に施設収容となる可能性があって、少年の抗告権を実質的に保障する必要がある、ですとか、保護者が不在である、あるいは保護者はいるのだけれども審判期日に出頭しない可能性が高い、さらには、少年の親子関係や家庭環境などを調整する必要がある、少年と在籍する中学校の間の関係を調整する必要がある、ですとか、少年の受け入れ先を調整する必要がある、あるいは、被害者との弁償交渉を行う必要がある、といったような場合に、裁判所からの依頼がなされているようでございます。このような事案においては、裁判所としても、弁護士付添人の必要性、有用性を特に感じていらっしゃるのではないかと考えておりますけれども、このような点について、最高裁としてどのような御認識を持っていらっしゃるか、お答えいた

できればと思います。

馬渡家庭局第二課長 付添人の援助依頼を行う事件として、今おっしゃったような理由で依頼する場合のほか、非行事実の存否が争われる可能性がある場合等も含めて依頼を行っていることは認識しております。

付添人の援助依頼について、現状の付添人制度の中で裁判所が必要であるということで依頼している事件があることはそのとおりでございまして、その中で先ほど申し上げたような有益な活動をしていただいた事例もあると思いますし、また、そうでない事案もあったとも理解しているところでございます。

望月被害者支援都民センター事務局長 これはお願いなんですけれども、よく説明を受けたことは理解できるんですが、どうしても私たちの立場になりますと、被害者の視点に立つてということになってしまうんですね。

それと、都民センターで支援をしたケースというのは、全体から見れば本当に一部分であると思うんですけれども、その中でもやはり被害者が弁護人であるとか加害少年であるとか、加害者側からの働きかけによって傷つけられたり、あるいはしなくてもいい思いをしたり、ストレスをかけられたりということが後を絶たないんですね。是非、今、御説明の中にあつたように量よりは質だと思いますし、その質は是非高めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。他にございますか。

よろしければ、この場はいったんこの程度とさせていただいた上で、先に進めさせていただきたいと思います。

付添人制度については、1回目のお話はここでいったん仕切らせていただきます。次のテーマであります少年刑について、進みたいと思います。

まず、当局の濱刑事法制企画官から、少年刑について現在の法律の概要、それからこれに関する統計などについて、概括的な説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

濱刑事法制企画官 それでは私の方から説明をさせていただきます。私の説明で使う資料は、お手元に配布させていただいております1枚目のカラーの、年令と刑についてまとめた資料、2枚目の「過去5年（平成18年から平成22年）の間の通常一審における少年に対する刑罰の言渡状況」という資料、それから3枚目の「少年に対する刑の執行場面における特則」と題する資料、そして4枚目の「仮釈放中一定期間の経過による刑の執行終了の具体例」と題する資料、そして5枚目の「少年に対する刑の執行状況」と題する資料です。

まず1枚目のカラーの、年齢と刑が縦横でまとめられている資料を御覧ください。これが現在の少年に対する科刑についての制度をまとめたものです。

少年に対する科刑に関しては、犯行時の年齢と、裁判時の年齢の両方が基準として使われております。

犯行時の年齢に基づく特則というのがありますので、それについて説明しますと、特則は二つあって、一つ目は「犯行時が18歳未満の者」について「死刑で処断すべきときは、無期刑を科す」というものです。処断すべきときというのは、処断刑と言われているものことであって、法定刑に刑法で定められた刑の加重減軽、酌量減軽、そういった操作を行った上で得られる刑のことです。

そして、同じく犯行時の年齢に基づく特則の二つ目としては、「犯行時18歳未満の者」

に対して「無期刑で処断すべきときは、10年以上15年以下の有期刑を言い渡すことができる」というもので、この資料の真ん中あたりですが、ピンク色で「無期」と書かれたところから下に「無期」へと降りる矢印と、それから右斜め下の方に「10年から15年間の定期刑」というところに矢印が伸びておりますが、そのことを示しています。

一つ目の特則については、犯行時18歳未満の者について、必要的に適用されますが、二つ目の特則は裁判所の裁量によることとなっております。

これらの犯行時の年齢に基づく特則については、少年が裁判時に成人になっていたとしても適用されます。ですから、17歳のときに犯罪を行った者に対しては、裁判時に20歳以上であったとしても死刑を科し得ないこととなります。

次に、裁判時の年齢に基づく特則として、「長期3年以上の刑で処断すべきときは、短期5年、長期10年を上限とする不定期刑を科す」という特則があります。長期3年以上の刑で処断すべきときというのは、処断刑の長期が3年以上の懲役刑又は禁錮刑であるということです。

この特則につきましては、少年を実刑に処する場合についてのみ適用され、執行猶予とするときには適用されないとされています。そして、この特則は裁判時の年齢が基準となる特則ですので、犯行時少年であった者が成人になった後に刑を科す場合には適用されません。

今ご説明したのをまとめましたのが、この1枚目のカラーの資料になるわけですが、この資料を見ていただければお分かりになりますように、グレーの部分がありますが、ここが成人であれば科し得る刑の選択肢となるものの、少年の場合には、少年に対する刑の特則によって科すことができなくなる部分ということになります。

例えば、犯行時も裁判時も成人である者に対する刑の選択肢というのは死刑、無期刑、それから30年以下の有期刑であるのに対して、犯行時が18歳あるいは19歳の少年で、裁判時も18歳、19歳である者に対する刑の選択肢というのは、死刑、それから無期刑、それから長期10年を限度とする不定期刑となりますので、成人であれば選択できる10年を超えて30年以下の有期刑というものを科し得ないということになります。

これが現在の少年に対する刑についての仕組みでございまして、2枚目の資料が実際の少年に対する科刑状況です。

過去5年間ということで、18年から22年の全般的な科刑状況をまとめて記載しておりますが、司法統計年報によりますと、この18年から22年で死刑が1件、無期刑が10件で、10年を超える定期刑、すなわち犯行時の年齢に基づく特則によって無期刑が10年以上15年以下の定期刑に減軽されたものということになりますが、これは7件、それから不定期刑が232件で、それから定期刑については、実刑は16件で、執行猶予付定期刑が504件、それから罰金刑が13件となっております。無罪が2件ありました。

そして、そのうち不定期刑の言渡状況についての分布が、その下に記載してございまして、縦が長期、横が短期というまとめ方になっておりますが、一番数が多いのが、長期が3年を超えて5年以下で、短期が1年を超えて3年以下で、これは58です。そして、次に多いのが、長期が5年を超えて7年以下、そして短期が3年を超えて4年6月以下、これが39。そして、三番目が、長期が9年6月を超えて10年以下で、短期が4年6月を超えて5年以下、つまり不定期刑の上限に属するというものが29ということになっております。

続きまして、刑の執行場面における現行の制度について御説明します。3枚目の「少年に

対する刑の執行場面における特則」という資料を御覧ください。

少年であった際に言渡を受けた刑の執行については、仮釈放についての特則と、刑の執行終了についての特則というのが二つございます。

まず、仮釈放に関する特則ですが、成人の場合には、無期刑を言い渡された者に対する仮釈放は10年を経過した後に可能とされているわけですが、これに対して少年のときに無期刑を言い渡された者に対する仮釈放の要件は成人の場合より緩和されて、7年を経過した後に可能とされています。

ただし、犯行時18歳未満の者に対して処断刑は死刑であるものの減輕して無期刑を言い渡した場合には仮釈放の要件は緩和されず、原則どおり10年経過しなければ仮釈放は可能とならないということになっております。

次に、有期刑を言い渡された者に対する仮釈放は、成人であれば原則として言い渡された刑期の3分の1が経過した後に可能となり、例えば刑期が9年であると3年が経過した後、仮釈放が可能になるわけですが、少年に対して有期刑が言い渡された場合には、要件が緩和されています。

すなわち、まず処断刑が無期刑であったものの緩和されて10年以上15年以下の有期刑になった場合には、3年が経過すれば仮釈放が可能になります。また、少年に対して不定期刑が言い渡された場合には、短期の3分の1が経過すれば仮釈放が可能となります。

これらの仮釈放の要件は、あくまでもどのような条件を具備すれば仮釈放が可能になるかというものですので、条件を具備したとしても、必ず仮釈放しなければならないというものではありません。

そして、この資料の後段ですが、刑の執行終了に関する特則として、(1)とされた仮釈放中に一定期間が経過したことによる刑の執行終了の特則と、(2)とされた不定期刑の短期を基準とした地方更生保護委員会の決定による刑の執行終了という特則の二つがあります。

最初の(1)の仮釈放中一定期間の経過による刑の執行終了の特則ですが、これは、無期刑の場合には仮釈放後、その処分が取り消されることなく10年が経過した場合に刑の執行が終了するというものと、不定期刑又は無期刑の緩和刑としての有期刑について、仮釈放後その処分が取り消されることなく、仮釈放前に服役した期間又は不定期刑の長期もしくは定期刑における言渡し刑期が経過した場合に刑の執行が終了するというものです。

この二番目の特則は、ちょっと分かりにくいところかと思いますので、これを具体例で説明しているものが次の資料です。4枚目の「仮釈放中一定期間の経過による刑の執行終了の具体例」という資料をご覧ください。

この上の方に【要件】と書かれているように、先ほどの資料にもありましたように、この特則における刑の執行終了の要件というのは、①の仮釈放前の服役期間と、それから②の不定期刑の長期もしくは定期刑の言渡し刑期のいずれかを比較して、いずれか短い方の期間が経過した場合ということになっているわけですが、これを具体例で説明すると、まず1の例、懲役12年の定期刑が科された場合であると、(1)のように服役期間が5年間であった場合には、服役期間が5年間で仮釈放後、定期刑の言渡し期間までの期間が12引く5で7年ということになりますので、短い方である仮釈放後5年を経過した時点で刑が執行終了ということになります。

逆に(2)のように、服役期間が8年間であった場合には、服役期間が8年間で定期刑の

言渡し期間までの期間が12引く8で4年ですので、この場合には短い4年が経過した時点で刑の執行終了ということになります。

同様に、2の5年以上10年以下の不定期刑が科された例についても、(1)のように服役期間が3年間の場合には、服役期間が3年間で、仮釈放後不定期刑の長期である10年までの期間が10引く3で7ということになりますので、この場合には短い方である仮釈放後3年を経過した時点で刑の執行終了ということになり、逆に(2)のように、服役期間が6年の場合には、服役期間が6年で、不定期刑の長期までの期間が10引く6で4ですので、短い4年が経過した時点で刑の執行終了ということになるわけです。

執行場面における特則という3枚目の資料に戻っていただきますと、特則の(2)番目の更生保護法で定められている不定期刑の短期を基準とした地方更生保護委員会の決定による刑の執行終了というものですが、これは不定期刑を言い渡された仮釈放中の者について、仮釈放前又は仮釈放中に短期が経過した場合、地方更生保護委員会の決定で刑の執行を終了することができるほか、不定期刑を言い渡され受刑中の者について短期が経過した場合、地方更生保護委員会の決定で刑の執行を終了することができるという制度です。「任意的」と書かれてありますように、必ず刑を執行終了しなければならないというものではありません。

最後に、5枚目の実際の「少年に対する刑の執行状況」という資料を御覧ください。

この資料は、不定期刑を言い渡された者のうち仮釈放を許可された者について、長期刑を基準にして、どの程度の刑を執行された段階で仮釈放が許可されたのかということを上の方に掲げております。

そして、その下の「(参考)」というのは定期刑、これは成人、少年、いずれも含む定期刑全体ということになりますが定期刑について仮釈放を許可された者について、どの程度刑を執行された段階で仮釈放が許可されたかを参考として掲げているものです。

上の方の、不定期刑受刑者の刑の執行率を見ますと、平成18年から順に上から19、20、21、22年となっておりますが、いずれの年も右の欄から二つ目ですが、長期の80から89%執行された段階で仮釈放された者が多いことがわかります。平成22年では約46%となり、21年では約70%となります。

下の(参考)の定期刑についても同じような傾向があつて、刑期の80から89%執行された段階で仮釈放が許可された者が一番割合としては多くなっています。平成22年でいうと、45.5%となります。

また、不定期刑で、短期が経過する前に仮釈放が許可されたという者は毎年1名ないし2名です。

なお、この資料には記載していないのですが、先ほど述べた更生保護法上の刑の執行終了の特則である、短期を基準に地方更生保護委員会の決定で刑の執行終了とされた者というのは過去5年間では一人もない統計となっております。

私からの説明は以上です。

上富刑事法制管理官 ただいまの説明は、かなり細かいことも多かったので、説明に対して何か御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

濱刑事法制企画官 すみません、ちょっと1点、訂正させてください。

2枚目の資料で、不定期刑の言渡し分布で一番多いのは長期は3年超5年以下で、短期が1年超3年以下の58で、2番目はその右下の39ですが、先ほど私は3番目が一番右下の

29と申し上げたかと思うんですけども、58の上の33の方が多いと思いますので、訂正させていただきたいと思います。

上富刑事法制管理官 御質問でございますでしょうか。

山崎弁護士 最後のペーパーに書かれております、刑の執行状況、執行率の表なんですけれども、刑期によってこの執行率に差があるのかどうか、といったあたりは分かりますでしょうか。

濱刑事法制企画官 確認の上、お答えしたいと思います。

武内弁護士 最後のほう、御説明あったかと思うんですけども、ちょっと聞き漏らしました。地方更生保護委員会の決定による刑の執行終了、これは更生保護法の78条等に基づくという理解でよろしいんですよね。

濱刑事法制企画官 そうです。

武内弁護士 これが、過去5年間で実例がないという御説明でよろしかったですか。

濱刑事法制企画官 そうです。

山崎弁護士 質問というか、要望も含むかと思うんですけども、今後、恐らく不定期刑に関して議論する際の前提として、不定期刑に科された受刑者の仮釈放の時期がどのような手続で決定されるのかということ、できれば御説明いただけるとありがたいと思っております。

定期刑の場合と異なるのかどうか、そもそも刑務所側と地方更生保護委員会との間でどのような手続を踏んで仮釈放の時期が決められるのか、といった辺りを、今日でなくても結構ですので、御説明いただけるとありがたいと思っております。

上富刑事法制管理官 今の段階で何か説明しておくことはありますか。

濱刑事法制企画官 今の御要望は実態みたいなものも含めてということでしょうか。制度的なものには特段の違いはないように思いますが、実態的なところも含めた御要望ですか。

山崎弁護士 そうです、はい。

濱刑事法制企画官 分かりました。

上富刑事法制管理官 先ほどの執行率と刑期との関係で、また改めて整理したお話ができればと思いますが、今の段階で大体のことについて簡単に御説明できるようですので。

榊刑事局付 先ほど先生の方から御質問がございました不定期刑の執行すべき刑期と執行率の関係でございますが、保護統計年報によりますと、傾向といたしましては、執行すべき刑期が長いほど執行率が高くなっているという傾向がございます。大体大まかなところではこのような傾向でございます。

瀬川同志社大学教授 少年に対する無期刑が5年間で10と記載されていますが、仮釈放の数が分かれば教えていただきたいし、もし分からなければ今後で結構です。

上富刑事法制管理官 それに限った形のデータは出ますか。

濱刑事法制企画官 今はデータを把握していません。資料としてあるかどうか分からないんですけども、今現在、手元で把握しておりませんので。

瀬川同志社大学教授 私としては、恐らく植村先生の議論のときに重要な意味を持つてくると思うので、できればお調べいただきたいと思います。

濱刑事法制企画官 今の瀬川先生の御質問は、この10名についてはということですか。

瀬川同志社大学教授 過去の統計ですね。執行刑期、どれぐらいで出ているのかということですね。仮釈放はなされていると思うんですけども、どれぐらいの執行刑期が過去にあった

かという意味です。

上富刑事法制管理官 承りました。御要望も含めて、ほかにございますか。

瀬川同志社大学教授 確認なんですけど、仮釈放については、少年不定期刑についてはこの原理というところから見て短期刑の3分の1経過後可能ということは、かなり仮釈放を活発化したいという願望というか、要請があると見ていいですね。この意味合いはそういうことですね。

濱刑事法制企画官 現行の制度趣旨がという趣旨でしょうか。

瀬川同志社大学教授 はい。

濱刑事法制企画官 そこは、そういう意味合いだと。

瀬川同志社大学教授 そうですね。私もそういう理解をしているんですけども、先ほどのこの執行状況から見ると、かなり執行刑期の長いところで仮釈放はなされているという現実ですね。これは5年間だけなのか、それともかなり長い間そうなっているのかということですね。この点を是非またお調べいただきたいと。

上富刑事法制管理官 分かりました、検討させていただきたいと思います。

他にはございますか。

今の段階ではよろしゅうございますか。それでは、若干、御質問いただいたデータで、この場でお示しできなかったものがある中で恐縮でございますが、続けて少年刑について、植村先生から御説明をいただきたいと思います。

植村学習院大学教授 それでは、お手元の「少年刑の改正について」という私のレジュメを御覧ください。

それで、条文につきましては、少年法の関係は先ほどの法務省からの資料の1枚目の下のほうにありますので、これを御覧になっていただければと思います。

ちょっと分かりにくいところもあるかと思いますが、このレジュメの説明の前に、こういった少年刑の見直しの背景となる考えとか問題意識といったことを簡単に御説明します。

まず、先ほどの法務省の資料の1枚目を見ていただくと分かりますけれども、刑法と少年法を対比した場合に言えることを、まず指摘したいと思います。

最近の法改正で、この表にありますように、成人の有期刑の処断上限は上がったわけですが、それに連動する形で少年刑の見直しをすることは行われていません。そのため、成人の刑と比較した場合に少年刑の適切さに疑問が生じる状況となっています。そのことが、このレジュメの2の検討の理由の(1)というところで指摘しているところです。先ほどの法務省の資料の1枚目の、このグレーのところを注目していただきたいということになります。

これが成人と少年を比較した場合ですけれども、次に、では少年法プロパーの場合はどうかということで、この法務省の資料にもありますけれども、近時の法改正で無期刑を緩和する少年法の51条2項、この1枚目の下にありますけれども、この規定はちょっと分かりにくいんですが、よく見ると無期刑でもいいんですよということが分かる条文になっているんですけども、それまでは無期刑は科せられないことになっていたわけですが、改正で無期刑を科すようになったと。

そういったことから、犯行時18歳以上の少年に対する少年刑との関係で適切さに疑問が生じる状況になっているのではないかと。それがレジュメの2の検討の理由の(2)で指摘

しているところです。

それから、先ほど来も少し出ておりますが、不定期刑については量刑基準をどのような基準で定めるのかとか、刑の執行状況の問題とか、従前からいろいろな議論があったわけですが、少年刑の有り様に大きな影響を及ぼす事柄であることは明らかで、軽々に取り扱うべきではない事柄ではあるわけです。しかし、今回、仮に少年刑の見直しがされるということになると、連動する形ではあっても、やはり避けて通れない問題になるように考えています。そういったところがレジユメの（３）というところに書いてあるところです。

それで、今のでレジユメのところは分かったとおっしゃる方にはあえて説明は要らないんですけども、少しその前提で、先ほど言いましたように、検討の対象としては、ここの法務省の資料にもあります少年法の５１条の２項、それから少年法の５２条については見直しを検討すべきではないかというのが検討の対象として指摘したことです。

その理由は、先ほど背景等については御説明しましたけれども、もうちょっと具体的に申しますと、まず成人に対する科刑との対比で少年刑の見直しの検討が考えられてよいものということで、ア、イと挙げましたけれども、有期懲役・禁錮刑の法定刑の上限が２０年になったわけです。従前は１５年だったわけです。それから有期刑の加減の上限が３０年、これは従前は２０年となっていたわけですが、そういった関係で少年刑をこのままでいいのかというのがアの指摘です。

それから同じく、先ほど来も話題になっています無期刑の場合には、これも現在は長期も３０年いくことができるように、従前は１５年だったわけですが、そういったことで、少年刑の見直しが必要なのではないかと。これは、少年法の５１条２項後段というところで、１０年以上１５年以下ということになっているわけですが、成人が３０年ということになった関係で、どうだろうかというのが。

では、何か困る事例とかあるのかということで、想定しますと、例えば少年が主犯格の人で、他方、成人直後の共犯者が従犯的な事案で、両者を有期懲役刑に処するといった場合を考えますと、成人共犯者に対しては犯罪に応じて長期２０年あるいは３０年の刑が科し得るということになるわけですが、少年に対しては長期が１０年を超える刑を科せ得ない、そういったことが出てくる。これをどのように考えるかということが私の問題提起ということになります。

次に、少年法プロパーの分野としては、犯行時１８歳未満の少年、以下、ちょっと長くなりますので「１８歳未満少年」といいますけれども、そういった科刑と、犯行時１８歳以上の少年――以下は便宜「１８歳以上少年」といいますけれども――に対する科刑との関係で少年刑の見直しの検討が考えられてよいものとして、先ほどの少年法の５１条２項後段と５２条の２項のところを挙げておきます。

無期刑を緩和するわけですが、１８歳未満少年に対してはこの法務省の資料にもありますように、赤い部分として１０年から１５年という刑があるわけです。それで、注１に書きましたように、この場合は最高裁の判例で定期刑になると、これは不定期刑にはならないということになっているんですけども、その１８歳以上の少年に対しては、これは法務省の資料を御覧になってもお分かりのように、そういう刑というのはないわけです。

これは、従前もそういった形であったわけですが、従前は１８歳未満の少年に対しては、先ほど申しましたように、無期刑ということは科されることはなかったわけです。で

すから、無期刑の緩和としての重い刑だからということの合理性はあったのかもしれませんが、今度は、先ほど申しましたように、こういった18歳未満少年にも無期刑を科することができるようになってきているのに、なおかつ18歳以上少年との関係で、こういった特別の刑期が残っているということで、それがいいんだろうかということが私の問題意識であるわけです。

それから、(3)の不定期刑の合理性に疑問があり、見直しが必要ではないかというところですが、これは私がというよりは、いろいろな方がおっしゃっているところですが、これまでの解釈・運用が必ずしも不定期刑にふさわしい形とはなっていないのではないかと、一つは先ほど申しました量刑基準の不明確さ、長期を基準にしよう、あるいは短期を基準にしよう、中間を基準にしよう、そういった争いがずっとあるわけですが、完全には結着していないと。そういったことで、量刑基準が一義的に明らかにはなっていない。そういった指摘もあって、裁判員裁判でも量刑判断を困難にするといった懸念も指摘されているところでもあるわけで、それから、では実際の刑の執行がどうなっているかというところは、先ほどの法務省の御説明にもあったわけですが、かなり長期のところ、終了のほうにシフトしている。そういった意味で定期刑に近い運用がされているという指摘もあるわけですが、少なくとも不定期刑のメリットを生かした形での執行状況にはなっていないということが言えるかなと考えています。

これが実情のところですが、次に、それでは法改正をすればうまくいくのかということについて考えてみますと、仮に今が、先ほどの法務省の御説明にもありましたように長期10年と5年というふうになっているわけですが、少年刑が仮に見直しがされて、もっと重い刑が科せられるようになったということで、単純にこの倍、長期が20年で短期が10年、そういった立法を考えてみますと、10年も幅のある不定期刑というのがあることになって、そういった長期間の幅を持つ刑期については、どの程度意義があるのだろうか。10年といいますと、子どもさんでも小学校卒業して、10年間ですから中学校も卒業してしまう、それぐらいの長い期間の間隔が出てしまうという、期間だけでもそうですけれども、他方、それではどの段階で受刑者を釈放するのかということは、先ほどのお話にもありましたように、執行機関の判断に属するわけで、裁判所が定めるわけではないわけです。

そうしますと、刑を定める形で被告人の刑事責任を明らかにするという裁判所の役割も、十分発揮されていることになるんだろうかなというのが疑問になってくる。だから、立法でもなかなか是正がしにくいのではないかとというのが私の印象です。

それから、逆に、では短い刑については不定期刑を科したらどうかということもあるんですが、今のところは、先ほどの表にもありますように、長期3年に満たない刑で処断する場合は定期刑を科すということになっていて、そういう刑期の短いものについて不定期刑を活用するというのも、なかなかうまくできない状況にあるわけです。

それから、これは指摘のあるところですが、不定期刑制度を廃止している立法例もあるというような指摘もあります。

また、今もいろいろ出ましたけれども、定期刑として仮釈放の弾力的な運用を図るということで不定期刑の趣旨も生かされるのではないかと、そういった指摘もあるわけですが、そういったことを考え合わせますと、仮に少年刑が見直されるということになれば、それに連動する形で不定期刑の在り方も検討されてよいのではないかとというのが私の問題意識という

ことです。

上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

御質問があらうかと思いますが、先ほど幾つかのデータについての御要望もありましたし、改めて今の植村先生の御説明に対する質疑は次回に時間を設けてやることとさせていただきたいと思います。

本日は、予定しておりましたことは以上でございます。何かほかに、この機会に確認しておくべきこととかございますか。よろしゅうございますか。

武内弁護士 濱企画官に、先ほどの資料の関係でちょっと確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

配布いただいた資料の末尾ですか、「少年に対する刑の執行状況」の中で、(参考)として下に「仮釈放を許可された定期刑受刑者の刑の執行率」の表がありますけれども、これは少年で定期刑受刑している者も成人の定期刑を受刑している者も、すべて合わせた定期刑受刑者のという理解でよろしいのですね。

濱刑事法制企画官 そうです。

上富刑事法制管理官 それでは、本日の議事資料につきましては、特に公表に適さないものはないと思われまますので、全て公表という扱いにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

上富刑事法制管理官 それでは、そのようにさせていただきます。

次回の会合は、5月25日午後2時からでございます。法務省20階の最高検察庁会議室で開催いたします。

次回の会合では、まず冒頭、先ほどの植村先生からの御説明に対する質疑応答を行いたいと思います。その後、20年改正の見直しのほかに検討すべき事項として御提案いただいた事項のうち、被害者のための弁護士制度及び検察官関与について取り上げることとしたいと思っております。

被害者のための弁護士制度については武内先生から、検察官関与については武さんから御説明いただきたいと思います。

本日の意見交換会は、これで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

—了—